

令和3年3月10日

支部長 各位

神奈川県美容業生活衛生同業組合

理事長 澤飯 廣英



緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金申請手続きの事前確認について

日頃は大変お世話になっております。

標記の一時支援金の申請を行うにあたり、不正受給を排除するため、申請希望者は「登録確認機関」による「事前確認」が必要になります。

つきましては、「登録確認機関」である当組合顧問の税理士法人横浜総合事務所に組合員の申請の事前確認を依頼いたしました。

下記の要領で事前確認を実施いたしますので、支部員にお知らせいただきますようお願いいたします。

ご予約は申込書にご記入の上、FAXにてKBK事務局までお願いいたします。

記

1. 日 時
令和3年4月12日(月) 10:00～16:00
令和3年4月20日(火) 13:00～16:00
令和3年4月27日(火) 10:00～12:00
2. 場 所
KBK事務局または研修スタジオ
3. 所要時間
30分程度
4. 事前確認準備
①アカウントの申請・登録（申請ID発番）
②事前確認に必要な書類（詳細は別紙参照）

事前確認 依頼・予約申込書

支部名 _____ ID 番号 _____ 氏名 _____

○予約希望日時
4月12日(月) _____ 午前 _____ 午後 _____
4月20日(火)午後
4月27日(火)午前

◎ご希望日に○をお付けください。 ◎ご希望時間帯に○をお付けください。

○3月31日までにお申し込み下さい。日時調整させていただきます。

○予約状況によってご希望に添えないことがございます。ご了承ください。

◎お申し込み先 KBK FAX 番号 045-250-0144

事前確認の書類準備等

1

- ・アカウントの申請・登録（申請ID発番）
- ・事前確認に必要な書類の準備

申請者アカウントの発行

- 事務局のWEBサイトから、作成してください（「申請ID」を自動発番）

事前確認用の書類準備

事前確認では、下記の資料が必要です。

- ① 本人確認書類※¹ / 履歴事項全部証明書（中小法人等のみ）
- ② 收受日付印の付いた2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含む全ての確定申告書の控え※^{2,3}
- ③ 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等）※⁴
- ④ 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳

- ⑤ 代表者又は個人事業者等本人が自署した「宣誓・同意書」（事務局のWEBサイトからダウンロード）

※¹ 次の書類等のいずれか。運転免許証（両面）、マイナンバーカード（オモテ面）、写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、住民票の写し及びパスポート

※² e-Taxの場合は、受信通知メールのある確定申告書の控え又は受付日時が印字された確定申告書の控え

※³ 個人事業者等の場合は、確定申告義務がない場合その他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の控え、

中小法人等の場合は、合理的な理由で提出できない場合は、税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能

※⁴ 書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した複数年月の帳簿書類でも可